

2022~2024年度実施分

# 金融窓口サービス 技能士

1  
級

学科・実技

過去問題  
解説集



一般社団法人 金融財政事情研究会

## はじめに

金融窓口サービス技能検定は、2002年度から「職業能力開発促進法」という法律に基づき、「国家試験」として実施されています。同検定は、金融機関において、預金の受入れや払戻し、口座の開設、両替、公共機関への支払代行、送金、振込などの窓口業務や、投資信託、国債などの債券、年金・保険などの各種金融商品の販売・相談業務に関し、その担当者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度です。2016年度より、制度が改められ、従来の「テラー業務」と「金融商品コンサルティング業務」が統合され（3級実技試験を除く）、新たな試験範囲のもと、実施されることになりました。

本書は、2022年9月、2023年9月、2024年9月に実施された「金融窓口サービス技能検定1級学科試験」および「金融窓口サービス技能検定1級実技試験」において出題された問題を解説した過去問題解説集です。

近年、金融機関では、CS（顧客満足）の向上が急務となっています。CSのベースは、「たしかなサービス」です。いくらマナーがよくても、実務がおろそかでは、お客さまの信頼や満足を得ることはできません。本書で習得した知識や技能が、皆さまの利用者へのサービス向上に役立てられ、ひいてはわが国の金融サービスの健全な発展につながることを期待しています。

一般社団法人金融財政事情研究会  
教育研修事業部

# ◇◇ 目 次 ◇◇

## 学科編

### 第1章 過去問題 2022年9月実施分

(1) 共通KPI .....	5
(2) 法人の取引時確認 .....	6
(3) 要配慮個人情報の取扱い .....	8
(4) 育児・介護休業法 .....	9
(5) 生命保険に係る指定紛争解決機関 .....	10
(6) 休眠預金等活用法 .....	11
(7) 預金者保護法 .....	12
(8) 世界の株価指数 .....	13
(9) 景気動向指数 .....	14
(10) PER、PBR、ROE .....	15
(11) 債券のデュレーション .....	17
(12) 投資信託等の運用手法 .....	18
(13) 東京証券取引所の再編 .....	19
(14) 障害者等のマル優 .....	20
(15) 手形・小切手の不渡 .....	21
(16) J-REIT（上場不動産投資信託） .....	22
(17) 個人向け国債 .....	23
(18) 地震保険 .....	24
(19) 遺言執行者 .....	25
(20) 遺産分割前に預貯金の払戻しを認める制度 .....	26
(21) 遺族基礎年金・寡婦年金 .....	27
(22) 国民年金保険料の納付免除 .....	28
(23) 高年齢雇用継続給付 .....	29
(24) 退職所得控除額と退職所得 .....	30
(25) 公的年金等に係る税金および確定申告 .....	31
(26) 高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン .....	32
(27) マネロン・テロ資金供与 .....	34
(28) ライフプランニングに係る各種係数 .....	35
(29) 成年後見制度、任意後見制度 .....	36

(30) 生命保険契約における告知	37
(31) 投資信託等の乗換え勧誘時の説明義務に関するガイドライン	38
(32) 窓口における保険募集時の留意点	39
(33) 金融商品取引法上の禁止規定	40
(34) 契約締結前交付書面の交付	42
(35) インサイダー取引	43
(36) 生命保険会社の健全性・収益性に関する指標等	44
(37) 世界の経済動向	45
(38) 日本銀行の金融政策	46
(39) オプション取引	47
(40) 金融商品に係る各種リスク	48
(41) 外貨定期預金の損益分岐点	49
(42) 固定利付債券の利回り計算	50
(43) 各種生命保険	51
(44) 生命保険に付加する各種特約	52
(45) 相続税の申告および納付	53
(46) 国民年金基金および国民年金の付加保険料	54
(47) 老齢厚生年金	55
(48) 公的介護保険制度	56
(49) 特定口座（源泉徴収あり）	57
(50) 所得税の所得控除	58

## 第2章 過去問題 2023年9月実施分

(1) 共通KPI	61
(2) 機微（センシティブ）情報	62
(3) 預金者保護法	63
(4) 労働基準法	64
(5) 指定紛争解決機関	65
(6) 金融サービス提供法	66
(7) 特定投資家と一般投資家	67
(8) 預金保険制度	68
(9) GDP（国内総生産）	69
(10) 東京証券取引所の再編	70
(11) 投資信託の運用手法	71
(12) PER、PBR、ROE	72
(13) シャープ・レシオ	73

(14) ESG投資	74
(15) 預金の差押命令	75
(16) 株式の取引	76
(17) オプション取引	77
(18) 損害保険	78
(19) 新NISA	79
(20) 法定相続分	81
(21) 相続税の延納	82
(22) 国民年金保険料の免除制度	83
(23) 障害厚生年金の支給要件	84
(24) 住宅借入金等特別控除	85
(25) 退職所得控除額と退職所得	86
(26) 高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン	87
(27) ライフプランニングに係る各種係数	88
(28) 法定後見制度	89
(29) 犯罪収益移転防止法	90
(30) 損失補填が認められる事故	91
(31) 消費者契約法	92
(32) 保険法	93
(33) 窓口における保険募集時の留意点	94
(34) 交付目論見書	95
(35) 景気動向指数	96
(36) 世界の経済動向	97
(37) 株式市場の各種指標等	99
(38) 債券投資に係るリスク	100
(39) 小切手	101
(40) 外貨定期預金の利息額の計算	102
(41) 固定利付債券の利回り計算	104
(42) ETF・J-REIT	105
(43) 投資信託に係る費用	106
(44) 生命保険に付加する各種特約	107
(45) 相続手続	108
(46) 法定相続情報証明制度	109
(47) 老齢基礎年金・老齢厚生年金	110
(48) 雇用保険	111
(49) 各種金融商品の課税関係	112

(50) 所得税の所得控除	113
---------------	-----

### 第3章 過去問題 2024年9月実施分

(1) 任意後見契約	117
(2) 個人情報保護法	118
(3) 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認	119
(4) 育児・介護休業法	120
(5) 口座管理法	121
(6) 消費者契約法	122
(7) 銀行取引における景品類の提供	123
(8) 金融ADR	124
(9) 振り込み詐欺救済法	125
(10) 名目GDP	126
(11) 投資信託の運用手法	127
(12) PER、PBR、配当利回り	128
(13) シャープ・レシオとインフォメーション・レシオ	130
(14) 債券のデュレーション	131
(15) 小切手の不渡事由、不渡情報登録	132
(16) 後見制度支援預貯金	133
(17) オプション取引	134
(18) 地震保険	135
(19) フラット35	136
(20) 法定相続分	137
(21) 国民年金基金	138
(22) 障害基礎年金	139
(23) 厚生年金保険	140
(24) 所得税の配偶者控除	141
(25) 退職所得控除額と退職所得	142
(26) 顧客本位の業務運営に関する原則	143
(27) 障害者差別解消法	144
(28) ライフプランニングに係る各種係数	145
(29) マネロン・テロ資金供与	146
(30) 預金者保護法	147
(31) 金融商品取引法上の行為規則	148
(32) 金融サービス提供法	149
(33) 保険法	150

(34) 投資信託の運用報告書の交付	151
(35) 金融商品に係るセーフティネット	152
(36) 日本銀行の金融政策	153
(37) 実質賃金に係る経済指標	154
(38) 株式等の指標	155
(39) 金融商品に係る各種リスク	156
(40) 外貨定期預金の損益分岐点	157
(41) 固定利付債券の利回り計算	159
(42) 国内ETF（上場投資信託）	161
(43) 生命保険に付加する各種特約	162
(44) 国の教育ローン	163
(45) 普通養子縁組	164
(46) 国民年金保険料の納付免除	166
(47) 在職老齢年金	167
(48) 健康保険	168
(49) 各種金融商品の課税関係	169
(50) 保険商品に係る税金	170

## 実技編

第1章 過去問題 2022年9月実施分	173
第2章 過去問題 2023年9月実施分	211
第3章 過去問題 2024年9月実施分	249
金融窓口サービス技能検定1級の概要（2025年6月時点）	282

---

# 学 科 編

第 **1** 章

過 去 問 題

2 0 2 2 年 9 月 實 施 分

### 解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2022年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
  - ・育児・介護休業法＝育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
  - ・休眠預金等活用法＝民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律
  - ・障害者等のマル優＝障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度
  - ・日本証券業協会「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」＝高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）
  - ・犯罪収益移転防止法＝犯罪による収益の移転防止に関する法律
  - ・預金者保護法＝偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律
3. 問題文中の「金融商品取引法上」という表現は、同法のほか、関連する政令・内閣府令等を含みます。他の法律についても同様です。
4. 問題文中の「金融機関」とは、「銀行」および「協同組織金融機関」を指し、金融商品取引法上の「登録金融機関」となっているものとします。
5. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法上の「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第1問】 次の各文章（(1) から (25) まで）の（ ）内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。 [25問]

(1) 金融庁は金融事業者に対して「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表し、あわせて金融事業者の取組みの見える化を促進する観点から、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価するための評価指標（(ア)）を取組方針等に盛り込むことを求めている。特に投資信託の販売会社に対しては、自主的に設定・公表する(イ)に加えて、他の事業者と比較可能な共通(ウ)と考えられる①運用損益別顧客比率、②投資信託預り残高上位（(1)）銘柄のコスト・リターン、③投資信託預り残高上位(2)銘柄の(3)の3つの指標について、共通の定義により公表することを求めている。

- |           |       |             |
|-----------|-------|-------------|
| 1. (ア)KPI | (1)15 | (3)リスクヘッジ   |
| 2. (ア)KGI | (1)15 | (3)リスク・リターン |
| 3. (ア)KGI | (1)20 | (3)リスクヘッジ   |
| 4. (ア)KPI | (1)20 | (3)リスク・リターン |

### 解説 共通KPI

金融庁は金融事業者に対して「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表し、あわせて金融事業者の取組みの見える化を促進する観点から、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価するための評価指標（KPI）を取組方針等に盛り込むことを求めている。特に投資信託の販売会社に対しては、自主的に設定・公表するKPIに加えて、他の事業者と比較可能な共通KPIと考えられる①運用損益別顧客比率、②投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン、③投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターンの3つの指標について、共通の定義により公表することを求めている（金融庁「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIについて」）。

なお、2022年1月には、外貨保険の販売会社についても比較可能な共通KPIが新設され、①運用評価別顧客比率、②銘柄別コスト・リターンの2つの指標について公表することを求めている（金融庁「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPIについて」）。

【正解】 4

---

# 実 技 編

第 **1** 章

過 去 問 題

2 0 2 2 年 9 月 實 施 分

### 解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2022年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 問題文中の制度名等については、以下のような略称を用いています。
  - ・一般NISA = 非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置
  - ・教育資金の一括贈与の非課税措置 = 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
  - ・つみたてNISA = 非課税累積投資契約に係る非課税措置
  - ・NISA = 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置
3. 問題は、【第1問】から【第4問】まであります。
4. 各問の問題番号は通し番号となっており、《問1》から《問16》までとなっています。
5. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
6. 解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。
7. 問題文中の「キンザイ銀行」は、外国銀行支店ではなく、金融商品取引法上の「登録金融機関」の登録を受けているものとします。

【第1問】次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

2022年9月、キンザイ銀行緑町支店の相談業務窓口にて、預金窓口担当者から「当行で預金口座をお持ちのAさまが、ご家族への生前贈与やご自身の相続について相談したいとのことです」という案内があり、相談業務担当者Mが対応することとなった。

〈Aの属性・家族の情報など〉

- A : 72歳、年金受給者。妻Bと同居し、生計を一にしている。  
妻B : 69歳、専業主婦（年金受給者）  
長女C : 40歳、会社員。孫D・孫Eと暮らしている。  
孫D : 15歳、高校生。長女Cの子。  
孫E : 10歳、小学生。長女Cの子。

〈Aの贈与・相続に関する意向〉

- ・昨年、長女Cは配偶者と離婚し、賃貸マンションで孫Dおよび孫Eと暮らしている。Aは長女C、孫Dおよび孫Eの生活資金について援助したいと考えており、生前贈与を検討している。
- ・自身の相続の際に妻Bや長女Cが困らないように、相続に係る税金について把握しておきたい。

〈Aが所有する主な財産（相続税評価額）〉

1. 現預金 : 5,500万円
2. 国債 : 300万円
3. 上場株式 : 1,000万円
4. 自宅  
敷地（400m<sup>2</sup>） : 8,000万円  
建物 : 1,500万円

※自宅の敷地は、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額である。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mは、Aに、暦年贈与および相続時精算課税制度について説明した。

Mの説明に関する下記の文章の(1)～(4)のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、解答用紙に記入し、×印を記入したものについては、その理由を具体的に記述しなさい。

- (1) Aさまから暦年贈与により贈与を受けた孫Dさまが、その年の1月1日において18歳未満である場合、当該贈与財産に係る贈与税額の計算には、一般贈与財産の税率ではなく、特例贈与財産の税率が適用されます。
- (2) Aさまから贈与を受けた長女Cさまが、初めて相続時精算課税を選択する場合、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。
- (3) Aさまから贈与を受けた長女Cさまが、相続時精算課税を選択する場合、累計で2,500万円までの贈与について贈与税は課されず、2,500万円を超えた部分について、一律10.21%の税率により贈与税が課されます。
- (4) 長女CさまがAさまからの贈与について相続時精算課税を選択した後に、Aさまの相続が開始した場合、相続財産の価額にAさまから贈与を受けた財産の価額を加算して計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して、納付すべき相続税額を計算します。

《問2》 Mは、Aに、教育資金の一括贈与の非課税措置について説明した。Mの説明に関する下記の文章の空欄㉗～㉙に入る数字を、解答用紙に記入しなさい。

孫Eさまが、2022年中にAさまから教育資金の贈与を受けて、教育資金の一括贈与の非課税措置の適用を受けた場合、最高（ ㉗ ）万円まで贈与税が非課税となります。

ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については、（ ㉘ ）万円までが非課税となります。Aさまが拠出した教育資金は、金融機関等に開設された教育資金口座等で保管され、教育資金口座等から払出しを行った場合や教育資金の支払を行う場合、支払に充てた金銭に係る領収書などの当該支払の事実を証する書類等を所定の提出期限までに金融機関等に提出する必要があります。

教育資金口座等に係る契約は、孫Eさまが学校等に在学している場合または孫Eさまが亡くなるなど他の終了事由が生じた場合を除き、原則として、孫Eさまが（ ㉙ ）歳に達した日に終了し、終了時に教育資金管理契約に係る非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額がある場合、当該残額は孫Eさまの贈与税の課税価格に算入されます。また、教育資金管理契約期間中にAさまが亡くなったときに管理残額がある場合、Aさまの死亡日において孫Eさまが（ ㉚ ）歳未満である等の一定の場合を除き、当該管理残額は相続税の課税の対象となり、相続等により取得したものとみなされる管理残額に対応する相続税額は、相続税額の（ ㉛ ）割加算の対象となります。

《問3》 Mは、Aから、Aが死亡した場合に係る相続税および相続税評価額について質問を受けた。Mの説明に関する下記の文章の空欄㉗～㉙に入る語句等を、解答用紙に記入しなさい。

1. 妻BさまがAさまの相続開始前（㉗）年以内に、Aさまから暦年課税に係る贈与により財産を取得した場合、原則として、相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与時の価額が加算されます。
2. 金融商品取引所に上場している株式は、原則として、相続開始日の最終価格、相続開始日の属する月の日々の最終価格の月平均額、相続開始日の属する月の前月の日々の最終価格の月平均額、または相続開始日の属する月の前々月の日々の最終価格の月平均額のうち最も（㉘）価格を相続税評価額とします。
3. 妻Bさまが自宅の敷地と建物を相続し、自宅の敷地について限度面積まで「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けた場合、自宅の敷地について、相続税の課税価格に算入すべき価額は（㉙）万円となります。
4. 「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けた場合、妻Bさまが相続または遺贈により取得した財産の額が、妻Bさまの法定相続分相当額と（㉚）万円とのいずれか多い金額までであれば、妻Bさまが納付すべき相続税額は算出されません。

## 解答例・解説

## 《問1》

## 〔解答〕

- (1) ×：特例贈与財産の税率ではなく、一般贈与財産の税率が適用される。  
 (2) ○  
 (3) ×：一律20%の税率により贈与税が課される。  
 (4) ○

## 〔解説〕 暦年贈与および相続時精算課税制度

- (1) 不適切である。2022年4月1日以後の贈与について、贈与により財産を取得した者（贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者に限る）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産に係る贈与税の計算には、特例贈与財産の税率が適用され、それ以外の場合は一般贈与財産の税率が適用される。  
 (2) 適切である（相続税法21条の9、同法28条1項、同法施行令5条1項）。  
 (3) 不適切である（相続税法21条の13）。累計で2,500万円を超える部分について、一律20%の税率により贈与税が課税される。なお、2023年度税制改正により、2024年1月1日以後に相続時精算課税制度を適用する場合、2,500万円の特別控除とは別途、課税価格から年間110万円を控除できることとなった。また、これまでは相続時精算課税制度を一度適用した場合、その後の贈与は少額ですべて申告する必要があったが、毎年110万円までは申告不要となる。  
 (4) 適切である。

## 《問2》

## 〔解答〕

- ㉑. 1,500    ㉒. 500    ㉓. 30    ㉔. 23    ㉕. 2

## 〔解説〕 教育資金の一括贈与の非課税措置

教育資金の一括贈与の非課税措置（以下、「非課税措置」という）とは、直系尊属から子・孫に対して教育資金の贈与を行う際に、一定の要件を満たす場合、受贈者1人につき1,500万円まで（学校等以外に直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるものは500万円まで）は贈与税が非課税となる制度である。

教育資金口座等に係る契約は、「受贈者が死亡したこと」や「口座残高がゼロになり、かつ、その口座に係る契約を終了させる合意があった」等の他の終

了事由に該当した場合を除いて、原則として、受贈者が30歳に達した日に終了するが、その受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合または教育訓練を受けている場合かつ、これらの場合に該当することについて金融機関等の営業所等に届け出た場合はこの限りではない（租税特別措置法70条の2の2第16項）。教育資金管理契約の終了時に非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額がある場合、当該残額は贈与税の課税価格に算入される。なお、2023年度税制改正により、2023年4月以後に非課税措置の適用を受けた場合、上記残額は一般税率を適用することとなった（従前は、通常の贈与と同様に一定の要件を満たした場合、特例税率が適用）。

2021年4月以後に非課税措置の適用を受けた場合、贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者の死亡時の管理残額を相続財産に加算する（同条2の2第12項）。また、管理残額に対応する相続税額は、相続税額の2割加算の対象となる。ただし、教育資金管理契約期間中に贈与者が死亡した場合、受贈者が①贈与者の死亡の日において23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合は課税の対象とならない（同法70条2の2第13項）。なお、2023年度税制改正により、2023年4月以後に非課税措置の適用を受けた場合、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、上記①～③に該当しても、死亡時の管理残額を相続財産に加算する。

### 《問3》

#### 〔解答〕

- ㉗. 3      ㉘. 低い（安いでも可）      ㉙. 2,720  
 ㉚. 1億6,000（16,000、1億6千でも可）

#### 〔解説〕 相続税および相続税評価額

- ㉗. 相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した者が、被相続人からその相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与によって取得した財産があるときには、その者の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与時の価額を加算する（相続税法19条）。ただし、贈与税の配偶者控除の特例（特定贈与財産）等の適用を受けて贈与された財産については加算の対象とならない（同法19条2項）。なお、2023年度税制改正により、2024年1月1日以後の贈与については、相続開始前7年に順次延長される。
- ㉘. 上場株式の価額は、その株式が上場されている金融商品取引所（国内の2以上の金融商品取引所に上場されている株式については、納税義務者が選択

した金融商品取引所)の公表する課税時期の最終価格によって評価する。ただし、その最終価格が課税時期の属する月以前3カ月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のうち最も低い価額を超える場合には、その最も低い価額によって評価する(財産評価基本通達169)。

- ㉔. 特定居住用宅地等について「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」を適用する場合、 $330\text{m}^2$ を限度として、その80%相当額を減額することができる(租税特別措置法第69条の4第1項～3項)。本設問の場合、特例適用前の自宅の敷地( $400\text{m}^2$ )の相続税評価額は8,000万円であり、相続税の課税価格に算入すべき価額は下記のとおりとなる。

$$8,000\text{万円} - (8,000\text{万円} \times (330\text{m}^2 / 400\text{m}^2) \times 80\%) = \underline{2,720\text{万円}}$$

- ㉕. 「配偶者に対する相続税額の軽減」とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、配偶者の法定相続分相当額の金額または1億6,000万円のどちらか多い金額までは、配偶者に相続税がかからない制度である(相続税法19条の2)。

# 1級金融窓口サービス技能士学科・実技 過去問題解説集（2022～2024年度実施分）

2024年6月30日 第1刷発行

編 著 一般社団法人金融財政事情研究会  
教育研修事業部  
発行者 加藤一浩  
印 刷 株式会社太平印刷社

〒160-8519 東京都新宿区南元町19  
発 行 所 一般社団法人金融財政事情研究会  
編集部 TEL 03(3355)2351 FAX 03(3226)7907  
販売受付 TEL 03(3358)2891 FAX 03(3358)0037  
URL <https://www.kinzai.jp/>

本書の内容に関するお問合せは、書籍名および連絡先を明記のうえ、編集部宛てにファクシミリでお願いします（電話での問合せにはお答えしかねます）。また、本書に訂正等がある場合には下記に掲載いたします。

<https://www.kinzai.jp/seigo/>

© 2025 KINZAI

- ・本書の内容の一部あるいは全部を無断で、複製・複製・転載および磁気または光記録媒体、コンピュータネットワーク上等へ入力することは、法律で認められた場合を除き著作者および出版社の権利の侵害となります。
- ・落丁・乱丁はお取替します。

ISBN978-4-322-14426-0